

2023年度第1回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:2023年9月19日(火)13:30~15:40
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
各拠点のTV会議端末拠点及びTeams
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、三宅委員、小林委員
4. 審議概要:
 - (1)2022年度第4回契約監視委員会議事要旨の報告及び2022年度契約監視委員会活動報告
事務局より前回委員会議事要旨及び2022年度契約監視委員会活動報告について報告があり、了承された。
 - (2)2023年度調達等合理化計画の実施状況について
調達部より、2023年度調達等合理化計画に基づく第1四半期までの随意契約や一者応札・応募の実績と、物品・役務の合理的調達に関する取組実績等について説明があった。委員からは、ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)事業の一部業務が解除となった経緯についての事実確認があったほか、「プロジェクト実行段階における機構プロジェクトのシステム開発は請負契約で行うことを原則」としてきたことを見直すことについて質問があり、研究開発契約にすることで予期せぬ不具合等への対応を企業側の負担とせず、一定の範囲で JAXA が開発上のリスクを負担し、急激な社会情勢の変動にも対応できるように検討している、との説明があった。
 - (3)2023年度第1四半期に新規に締結した契約の点検
2022年度第1四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったものを中心に点検を受けた。その結果、問題となる契約はなかった(個別案件ごとの点検内容は別紙のとおり)。

その他

- ・次回の委員会は、12月14日(木)に開催することとした。

第1回 2023年9月19日

競争入札	一般競争	価格評価	4件	① 2023～2024 年度計測器等校正作業 ②-1 2023 年度角田宇宙センター西地区燃焼器試験設備等の維持および運転業務 ②-2 2023 年度角田宇宙センター西地区極低温ターボポンプ試験設備等の維持および運転業務 ③ 能代ロケット実験場真空燃焼試験設備真空槽固定部の改修
競争性のない随意契約			2件	④ LE-9 エンジン製造用 SLM 装置の整備(その 2) ⑤ 小型 X 帯 SAR 衛星用 DBF 研究(その 2)

① 2023～2024 年度計測器等校正作業

[一般競争・価格評価方式]

本件は、計測器等精度管理実施要領(安全・信頼性管理部長通達 16-2 号)に基づき、ロケット打上げ、試験、及び運用業務等で使用する計測器等の校正作業を一括して行うものである。定期校正対象となる計測器は年間約 5000 台あり、筑波宇宙センター及び種子島宇宙センターについては常駐しての作業を、また、各事業所(10拠点)については現地に赴いて作業を行うことを要求しているため、作業員の確保が難しいと判断した企業は応札に至らなかつたと推測している。過去に受注した企業に声掛けをしたが、スケジュール・人員確保が困難とのことで応札に至らなかつたとの説明があった。

委員からは、一者応札の要因は 5000 台一括での調達、筑波と種子島が常駐での作業及び各事業所(10拠点)に赴いての現地作業を要求していることが考えられることから、契約の分割、常駐作業ではなく計測器を輸送しての作業についての可否等について検討したのかとの質問があった。

これに対して、分割発注は可能だが、今回の受注業者は関東に所在していることから地域による有利不利があるとは考えにくいこと、精密機器であることから移動

を行わず現地で作業を実施したいこと、逆に輸送によるコスト増が考えられること、あらかじめ実施時期が決まっているので企業側のタイミングで作業ができないこと、等の理由により分割発注及び輸送しての作業としたとしても一者応札解消の効果は期待できないとの回答があった。

また、一者応札を解消する検討だけでなく、随意契約によるメリットとして JAXA の業務負担とコストの削減を図る検討を行うべきではないかとのコメントがあり、担当部署より検討する旨回答された。

- ② 1 2023 年度角田宇宙センター西地区燃焼器試験設備等の維持および運転業務
2 2023 年度角田宇宙センター西地区極低温ターボポンプ試験設備等の維持および運転業務

[一般競争・価格評価方式]

本件は、2021 年度までは、設備の維持・運転作業のみを範囲とした請負契約を行ってきたが、試験指揮および法定の保安係員を担当する角田宇宙センター在勤の JAXA プロパー職員の退職による要員減少に対応するため、これら JAXA プロパー職員が担ってきた業務を契約に含めることにより、設備運用の全体を外注化するもので、試験設備の運用が定型化されている「燃焼器試験設備等(4設備)」については設備運用の全体を外注化し、試験手順の変更などの変動要素が多く、JAXA プロパー職員が主導的に設備を運用する必要がある「極低温ターボポンプ試験設備等(5設備)」については従来の契約形態を踏襲しつつ外注化し、全体を分けて契約したものである。

本契約は、全ての設備に対応するには人員確保など体制構築が困難として、それぞれの業者が各々の業務に応じたとの説明があった。

委員からは、2案件について、契約内容が類似していること、契約金額がほぼ同額であることから、業者間での受注調整等が疑われる可能性があり、両契約の時期をずらす等の工夫が必要との意見があった。

これに対し、2024 年度までの実績を踏まえて、2025 年度から新しいスキームでのアウトソーシング体制を見直すことにしているため、本日のご意見を含めて検討する旨の回答があった。

- ③ 能代ロケット実験場真空燃焼試験設備真空槽固定部の改修

[一般競争・価格評価方式]

本件は、完工後約40年となり、随所に腐食箇所があり、応急措置で対応してきたが、2023年11月に予定されている DESTINY+ の燃焼試験をターゲットとして、真空燃焼試験設備の真空槽固定部の大規模改修を実施するものである。

本契約は、ロケット燃焼試験設備関連、射場関連(ロケット発射台など)での受

注経験がある企業であれば実施可能であり、また改修規模を大きくすることで設計や製作上での制約条件が少なくなり、参入障壁が下がると判断し入札としたが、固体ロケットの燃焼試験設備の製作、維持、運用に関する知見や経験では、真空燃焼試験設備を製作した業者の業務移管先である落札業者に一日の長があり、どうしてもコスト高になり得るので無理はしないと他の会社は考えたと推測されるとの説明が担当者よりあった。

委員からは、資料上、対応できる業者が限定的で、コストを考えると落札業者しかないというような記載になっている一方、競争環境が整ったとの記載もあり矛盾するように感じるが、随意契約の選択はなかったのか、また、競争契約への移行対応が応札可能と思われる業者に対する声掛けのみでは不十分でより具体的な対応が必要と考えるとの意見があり、競争環境が整ったとする根拠を資料に記載すべきとされた。

これに対し、資料については意見を踏まえて後日修正する旨の回答がなされた。修正された資料が後日委員に配布され、修正内容が妥当であると確認された。

④ LE-9 エンジン製造用 SLM 装置の整備(その 2)

[競争性のない随意契約]

本件は、LE-9 エンジンの製品コストを大幅に低減するために、噴射器エレメント群や配管エルボ等の製造に SLM(Selective Laser Melting の略で、3D 造形の一種)装置を整備する契約で、試作結果の品質要求への適合性やサポート体制等から総合的に判断し、EOS 社の M400-4 を選定した。

本契約は、SLM 装置の整備にあたり、同装置の設置場所の液体ロケット製造ラインが要求する特殊仕様を熟知しているとともに、SLM 装置の据付調整に必要なインフラ系統(電源・ガス・空調)の整備を実施できること。提案業者は、設置工場の液体ロケット製造ラインが要求する特殊仕様を熟知する者/同工場内における SLM 装置設置に伴うインフラ系統の整備の実績がある業者の指定があり、上記の必要条件を満たす唯一の業者が提案業者であることから、「(機構の業務を実施するにあたり、第三者が保有する資産等の整備又は改修を行う必要のある契約であり、当該資産等の保有者又はその指定した者と契約を行うとき。(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(チ))」を適用)随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員からは、製造業者ではなく JAXA が調達する理由について質問があった。

これに対して、事前の協定により LE9 エンジンのようなキー技術の開発については JAXA が責任を持つこととされており、必要な設備は JAXA が調達をすることとなっているとの回答があった。

また、購入と据え付けを分ければ購入については競争性があるのではないかとの質問があった。

これに対して、据え付けは設置場所における既存設備とのインターフェース接続や改修を行ったうえで、JAXA が要求する性能を満足する製品として納入する必要があり、また、据え付け時に不具合が出た時の責任を明確にすることが困難となるリスクもあることから、購入・据付をまとめて調達する判断をしたと回答された。

⑤ 小型 X 帯 SAR 衛星用 DBF の研究(その 2)

[競争性のない随意契約]

本件は、小型 X 帯 SAR 衛星への搭載を想定した DBF(デジタルビームフォーミング)ユニットの開発を目指して試作するものである。昨年度までに実施した小型 X 帯 SAR 衛星 DBF ユニットに関する知見の蓄積が必要であり、提案業者以外に新規に技術蓄積を行うには技術的、時間的、経済的に困難である(「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき。(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(エ))」を適用)ことから随意契約としたとの説明が担当者よりあった。

委員からは、この試作に必要な技術は提案業者に限定された技術なのかとの質問があった。

これに対して、合成開口レーダの技術を持っているのは提案業者を含めて3社であるが、提案業者以外の2社は小型衛星については関心が低い状況であると回答された。

以上